

審議会等設置状況

（令和 7 年 4 月 1 日現在）

|         |                                             |
|---------|---------------------------------------------|
| 審議会等の名称 | 伊万里市高齢者福祉計画等策定委員会                           |
| 設置の根拠   | 伊万里市高齢者福祉計画等の策定に関する要綱                       |
| 設置の目的   | 伊万里市高齢者福祉計画並びに伊万里市介護保険事業計画の策定に関し、必要事項を定めるため |
| 設置年月日   | 平成 1 0 年 8 月 1 日                            |
| 委 員 数   | 2 0 名                                       |
| 委員の任期   | 1 年（ 休止中 ）                                  |
| 委 員 名 簿 | 休止中のため委員名簿なし                                |
| 所 管 課   | 担当課：健康福祉部 長寿社会課 介護給付係                       |

## 伊万里市高齢者福祉計画等の策定に関する要綱

### (目 的)

第1条 この要綱は、老人福祉法第20条の8の規定による「伊万里市高齢者福祉計画」並びに介護保険法第117条の規定による「伊万里市介護保険事業計画」（以下「伊万里市高齢者福祉計画等」という。）の策定（以下（計画策定という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (委員会)

第2条 計画策定に関する事務を推進するため、伊万里市高齢者福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる区分に応じ市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 介護保険に関し学識又は経験を有する者 14人以内
- (2) 被保険者を代表する者 7人以内
- (3) 行政関係者 3人以内

3 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

### (委員長の責務等)

第3条 委員長は、委員会を総理する。

2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

### (会 議)

第4条 委員会は、委員長が召集する。

### (任 期)

第5条 委員会の委員の任期については、計画策定が完了するまでとする。

### (庶 務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部において処理する。

### (補 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、計画策定に必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成10年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 5 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 3 日から施行する。